

懲戒処分等の公表について

うきは久留米環境施設組合は、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、「うきは久留米環境施設組合職員の懲戒処分等の公表に関する基準」に基づき公表します。

職員の非違行為については、これまでも厳正に対処してきましたが、今後、綱紀の粛正に努め、再発防止と市政の信頼回復に努めてまいります。

うきは久留米環境施設組合

(うきは市・久留米市(田主丸町)をもって、し尿処理施設及びごみ処理施設に関する事務を共同処理するために設置された組織)

1 懲戒処分等を受けた者

職名	性別	年齢	処分の内容	処分の理由
主査	男	45	懲戒処分 減給10分の1(3カ月)	営利企業従事制限違反 公共施設の不適切な使用 勤務態度不良
事務局長 (嘱託職員)	男	62	訓告【文書】	管理監督不十分

2 処分の日 令和元年12月13日

3 事案の概要

当該職員(主査)は、平成29年1月から令和元年11月までの間、任命権者の許可を得ることなく、自宅で作製したエアソフトガンを、私物のスマートフォンを用いて、フリーマーケットサイトを通じ、販売取引を169件行い、約260万円の収入を得ていました。また、フリーマーケットサイトでの販売を行うにあたり、取引の一部について、公共施設の不適切な使用及び、勤務時間中に行っていたことが判明しました。

このような行為は地方公務員法が規定する営利企業従事制限違反等に該当する行為であるため、処分を行いました。なお、本件に係る監督責任を明らかにするため、事務局長(嘱託職員)についても、訓告処分を行いました。

4 再発防止策

- ・営利企業等への従事の有無に係る全職員調査(令和元年11月実施済)
- ・職員のコンプライアンス向上対策として職員研修の実施(令和元年12月実施予定)

5 組合長コメント

この度の本組合職員がおこした不適切な行為は、公務員としての信用を失墜させるものであり、誠に遺憾であります。市民の皆様の信頼を損なうこととなりましたことを、心よりお詫び申し上げます。

本日付けで、厳正なる処分を行ったところであります。今後、綱紀の保持に務め、うきは市と連携して再発防止と、市民の皆様の組合に対する信頼回復に努めてまいります。